

広島市消防団事務局女性消防隊設置要綱

平成19年4月1日 制定
平成27年4月1日 一部改正
平成30年4月1日 一部改正
平成31年4月1日 一部改正
令和3年4月1日 一部改正

(要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、広島市消防団関係条例、規則、規程及び要綱に定めるもののほか、消防団事務局女性消防隊（以下「事務局女性消防隊」という。）の組織等について定めるものとする。

(組織)

第2条 消防団事務局に、事務局女性消防隊を置く。

2 事務局女性消防隊に、愛称をつけることができるものとする。命名方法等については、別に定める。

(活動内容)

第3条 事務局女性消防隊は、次の活動を行う。

- (1) 消防団員及び市民に対する普通救命講習の実施
- (2) 防火訪問及び防火指導
- (3) 自主防災組織の訓練指導
- (4) 予防広報
- (5) 各種消防行事の支援
- (6) 大規模災害時における避難誘導及び後方支援
- (7) その他、団長が必要と認めるもの

(隊長及び副隊長)

第4条 事務局女性消防隊に、隊長及び副隊長を若干名置く。

2 隊長は、団長の命を受け、事務局女性消防隊の業務を統括するとともに、隊員を指揮監督する。

3 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序によ

り、その職務を代理する。

4 隊員は、上司の命を受けて職務に従事する。

(隊長及び副隊長の任命)

第5条 隊長及び副隊長の選出は、原則として次のとおりとする。

(1) 隊長

女性消防隊会議に諮って推薦者を決定し、任命申請書に、推薦書を添えて、団長に提出する。

(2) 副隊長

女性消防隊長が所属の女性消防団員の中から適任者を選出し、任命申請書を団長に提出する。

2 女性消防隊長は、所属の女性消防団員で降任させる必要があるときは、任命申請書を、団長に提出するものとする。

3 団長は、前2項の申請書を受理したとき、審査を行い、適当であると認められる場合は、任命するものとする。

(任期)

第6条 隊長及び副隊長の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 隊長及び副隊長に欠員を生じ、あらたに任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 第3条第1項第2号の防火訪問及び防火指導については、女性消防団員が独自で防火訪問できる体制が整うまでの間は、現行どおり署員に同行して実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

事務局女性消防隊会議の実施日

年 月 日

広島市〇〇〇消防団長 様

広島市〇〇〇消防団事務局女性消防隊
隊長 〇 〇 〇 〇

事務局女性消防隊長の推薦について

このことについて、広島市〇〇〇消防団事務局女性消防隊長に次の者を推薦します。

記

階 級	氏 名

推 薦 者

所 属	階 級	氏 名

※ 推薦者の氏名欄は、事務局女性消防隊会議に出席した人が自署してください。

